

韓国の移住民放送

——外国人支援という視点から——

Migrant World Television in South Korea :

From the Viewpoint of Supporting Foreigners

Hanai Rika

花井 理香

要 旨

外国人の増加に伴い、韓国政府の支援により設立された移住民のための「移住民放送」は、さまざまなメディアを通して外国人の支援を続けている。その放送局の代表や教育支援者、活動する外国人の面接調査から、支援は外国人にどのような影響を与えているのかを探った。その結果、「移住民放送」が、韓国での差別や偏見のない社会をめざし、彼らの力強い声を社会に伝達するという目的は、メディア教育という支援により実施されていた。メディアを通じて、外国人を支援していくということは、彼らの声を母語で発信するのみならず、彼らの活躍できる場を提供し、当事者の韓国生活・適応に大きく影響を及ぼしていると考えられた。支援者の外国人との対等な社会を目指すという目標については、一般放送を通じての差別用語使用や偏見など、社会での外国人との共存に対する認識がまだ不足していると考えられた。しかしながら、支援者たちの活動・信念が15年もの間、引き継がれ、社会に外国人の母語で活動できる場を提供し、彼らのエンパワーする場を作り出していることは、今後、日本での外国人との共存を考える上での課題になると考えられた。

キーワード：移住民放送、外国人支援、多文化共生、母語保持、韓国社会

1. はじめに

グローバル化による人口移動が進む中、現在は、社会での外国人との共存が必要不

可欠となっている。日本では、在留外国人数が293万3137人（出入国在留管理庁、2019）となり、総人口の約2.3%となった。1990年の出入国管理及び難民認定法の改正以後、約3倍に増加したのである。日系三世とその配偶者と子どもに対して就労に制限のない在留資格である「定住者」が付与されたことをきっかけとして、南米からの労働を目的とした日系人が増加した。また、1972年の中国との国交正常化以後、中国帰国者およびその家族・親族も増加した。2006年には、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」として外国人との共生・支援策を推進し始めた。その中で、外国人労働者及びその家族の日本語習得が課題となり、文部科学省は、2001年にJSLカリキュラムの開発を推進し始め、2014年に外国人児童・生徒を対象とした「特別の教育課程」¹による日本語指導を開始した。さらに、2019年に「日本語教育の推進に関する法律」を制定し、基本施策として在住外国人に対する日本国内における日本語教育の拡充を掲げた。しかし、現在も、教育現場では外国人児童・生徒の集中地域と散在地域では支援の差があり、教員の指導技量不足などの課題も多い。

一方、韓国では1990年に約6.5万人だった在留外国人数は、2019年には177万8918人となり、総人口の約3.4%を占めるようになった（韓国統計情報サービス、2019）。1990年代からの外国人労働者の増加にともない、政府は2004年に「雇用許可制」を導入した。また、2007年には「在韓外国人処遇基本法」を制定し、韓国系外国人の就労を拡大させた。さらに、2000年代からの急激な国際結婚の増加により、2008年には「多文化家族支援法」²を制定し、国際結婚により韓国に居住する外国人配偶者（以下、結婚移民者）とその子どもに対してさまざまな支援を開始した。韓国語教育に関しては、地域の「多文化家族支援センター」³で、無料で受講できるようになり、多文化家庭の子どもの就学後の学習支援として支援者の派遣も実施している。今後も在留外国人数は、少子高齢化も要因となり、増加すると予想されている。このように日本同様に外国人との共存が課題となっている韓国社会であるが、外国人への法の改正、支援の拡大は急速に進められている。支援策策定の背景も含め、社会での外国人への支援活動は、どのように実施されているのか、言語を含めどのような支援があるのかという視点から、本調査では、移住民⁴のために設立された韓国移住民放送のフィールド調査と取材記録、関係者への面接調査から、支援の重要性とその支援を支えるものを探ることを目的とした。メディアという言葉を使用する支援について調査することは、今後の外国人との共存、言語教育、母語教育・維持など、さま

ざまな課題解決の糸口になる意義ある研究になると考える。

2. 研究背景と韓国移住民放送

2.1. 研究背景

韓国では1988年のオリンピック前後からの経済発展にともない、外国人労働者が不法就労も含め増加し始めた。そのため、政府により2003年に「外国人労働者の雇用等に関する法律」が制定され、2004年に外国人単純技能労働者を有期契約の正規労働者として政府の管理の下で受け入れる「雇用許可制」を導入した。これは、政府の統制による不正の激減、賃金差別の改善、人権保護の促進、事業主と外国人労働者自身の満足度等において全般的に肯定的な評価がなされている（白井，2008 a）。また、2007年には「在韓外国人処遇基本法」が制定された。この法律は、外国人が韓国社会に適応して能力を十分に発揮し、国民と外国人の双方が理解し尊重し合う社会環境をつくることで、国の発展と社会統合に貢献することを目的としている。一方で、在韓外国人の処遇については、「国及び地方自治体は、外国人及びその子に対する不合理な差別を防止し、人権を擁護するため努力するよう義務付けられ、外国人が韓国社会に適応するために必要な教育等の支援を行う」（白井，2008 a:137）とされている。この法律の中では、韓国系外国人（朝鮮族および旧ソ連地域にいる高麗人と呼ばれる人々）を対象に、就業できる職種を拡大する優遇策である「訪問就業制」を実施し、32種の単純労働分野に就業可能とした。これは、外国からの移民を受け入れるのではなく、短期の労働力を確保する制度導入のねらいがあった（春木，2014）。また、2008年に制定された「多文化家族支援法」は、韓国人との婚姻により韓国に居住する結婚移民者とその家族に対する法律である。政府は「在韓外国人処遇基本法」が外国人の早期定着に重点を置いているのに対し、「多文化家族支援法」は長期的なスパンでの多文化家庭への支援という「家族政策」の一つであるという点に違いがあるとしている（白井，2008 b）。現在まで11回改訂されているが、さまざまな支援や教育プログラムを遂行している。これは、結婚移民者とその子どもに対する将来の社会統合を目的とした支援であり、社会への同化政策的要素が強いとの指摘もあるが、多文化家族支援センターの設置、韓国語無料教育プログラムの実施、就業支援など、外国人支援策という視点からは一定の評価を得ている。

これらの韓国の在留外国人の増加の背景には、少子高齢化、経済不況からの未婚者

の増加、女性の社会進出を妨げる福祉問題などがあると考えられている（春木、2006、2014）。2018年に韓国の合計特殊出生率は、0.98%と1%をきり、OECD参加国の中では最低レベルとなった。今後も労働力不足や少子化問題を外国人に頼らなければならない現実、社会での喫緊の課題となっている。そのため、韓国政府は、さまざまな外国人政策・支援策を打ち出しているのである。

2.2. 韓国移住民放送

韓国移住民放送は、2004年に「移住労働者の放送」という名称で開局された非営利団体であり、韓国初の移住民を対象とした放送局である。2004年は「雇用許可制」が導入された時期で、外国人の不法就労も含め、韓国国内の在留外国人数が増加の一途をたどっていた。開局された背景には、1998年に大統領に就任した金大中（キムデジュン）大統領が、貿易・観光・文化交流を拡大していくことに重点を置いていたことによる。日本の大衆文化についても、1998年10月に、韓国国内で第1次開放⁵が実施された。このような文化交流の拡大にともない、国内でのメディア産業にも力を入れ始める。そこで、移住民を対象とした放送局の開局も許可されることになったのである。2004年に開局した「移住労働者の放送」は、移住労働者の人権の改善と韓国への適応支援を掲げ、自立支援のための映像プログラムなどを制作した。初期のメンバー⁶には、韓国国内のDMZinternational documentary映画祭に出品されたドキュメンタリーに出演し、注目された人もおり、そのような人たちが「移住労働者の放送」を支え、牽引していた。彼らの「移住労働者の放送」での活動を通して、韓国社会における外国人のメディア活動が浸透していった。これらの活動が、「移住民放送」の基盤となり、メディア制作・教育活動につながっていくのである。その後、2011年に、さまざまな外国人を対象とする「移住民放送」と改称し、現在は移住民と韓国人が対等な社会構成員として、差別のない社会で生きる共同体をめざすことを目標として活動している。また、移住民メディア運動団体として、移住労働者、結婚移民者、移住青少年、留学生など、韓国に居住する外国人の声を社会に伝達することを目的に支援を続けている（移住民放送（MWTV）、2021）。現在は、メディア（ラジオ放送・映像制作）教育、移住民映画祭など、メディアを通して、外国人がエンパワーできる場を提供し、自立に向けた支援を実施している。主な活動内容は、移住民映画祭開催、移住民ラジオ放送、メディア教育（ラジオ放送・映像制作）などである。非

営利団体のため、活動資金は、後援会会員からの会費、各活動（プロジェクト）に対する政府などからの支援金である。

3. 先行研究

外国人との共生に関する研究には、さまざまな視点からの先行研究がある。移住民放送では、「ビジョンとミッション」（移住民放送（MWTV）、2021）の中で、①移住民の声の伝達、②メディア制作・教育、③人権・差別改善の3つを大きな外国人の支援活動・目標としている。移住民の声の伝達は、その人の声・思いを社会に伝えるということであり、それは、メディアを通してその人の母語での発話を促し、発話の場を作る言語的支援である。また、それは、メディア制作という教育を通して実現できるように取り組んでいる。この支援の根底にあるものは、差別のない社会での外国人との共存であり、外国人の人権や差別改善を目指している。このような外国人支援という視点における移住民放送が掲げる3つの支援活動・目標から先行研究を見ていくこととする。

外国人への言語的支援といえば、日本では日本語教育であろう。多文化共生として、1990年以降、外国人対象の日本語教育支援について研究がなされてきた。外国人労働者には地域日本語教育、外国人児童・生徒への日本語教育についてはJSL、特別の教育課程など、日本に居住するために必要な日本語の習得を支援している。その法制化が2019年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」である（文化庁、2019）。日本語教育の公的な保障に向けて国や地方公共団体が動き出したのである。しかしながら、外国人生徒の高校や大学への進学の問題（ハヤシザキ、2015）、就学の問題（小島、2021）など、日本語習得の課題は多い。また、外国人の母語については、地域でのコミュニティや母語教室などの研究があるが、さまざまな外国人が集まるコミュニティへの支援では、日本語習得や適応支援などが中心で、それぞれの母語については言及されていない。

韓国では、将来の人的資源となる、結婚移民者については、地域の多文化家族支援センターで韓国語の学習が無料で受講できる。多文化家族支援センターは、結婚移民者を支援する目的で作られたものであり、外国人労働者は対象外となるが、これは地域によって受講可能などところもある。また、韓国語以外の子どもへの学習支援も自宅に派遣される方式で実施されている。多文化家庭の子どもおよび、海外からの中途入

学、難民などの子女には、集中的に韓国語を学ぶことができる、公立の小・中・高等学校が開校されている。在籍期間は年齢によって異なるが、寄宿型の多文化学校では、本来の在籍学校での学習についていけるだけの韓国語を習得し、在籍学校へ復学することが目的であり、通学期間が、在学年数に認められる公的な韓国語・韓国文化を中心に学習する教育機関である（花井、2018、仁川ハンヌリ学校、2021）。韓国での子どもたちへの母親の母語習得支援に関しては、日本、ベトナム、カンボジアなどのコミュニティで実施されている。ここでは、子どもが母親の母語を習得し、母親の親族との紐帯、将来の選択肢の拡がりへの期待などがある一方で、母親の異文化適応の難しさや子どもの韓国語習得の遅れも指摘されている（及川・田辺、2017、丕・召、2013、〇、2019）。

このように、言語的支援に関しては、その国のマジョリティ言語の習得を目的とした支援が多く、特に、外国人労働者の母語に関する研究は僅少である。花井（2016b）は、日本に居住する韓国人母が、日本では韓国人母のコミュニティがないため、韓国語が使用できる場を求め、韓国系の教会に通い始めたということから、異国での母語で話し伝えることの心理的重要性を指摘している。このように、母語を使用できる場は、居住地での自己を表現する上で必要な場であり、多文化社会では今後重要な課題になると考える。

メディアとは、情報を伝達する媒体・手段・技術であり、紙を媒体とする新聞、雑誌、書籍、写真から、現在はテレビ、映画、ラジオ、ビデオ、インターネットなどの映像などがその役割を担っている。バッキンガム（2006）は、メディアは、直接ではなく、間接的に人々とコミュニケーションしたいときに使うもので、世界への直接的な入り口ではなく、世界の選択的解釈を提供していると述べている。塚本（2013）は、異文化間教育における映像メディア研究は、教材・映像利用研究から、態度変容や偏見低減のための研究などが多くなり、近年は、メディア・リテラシーと異文化間教育を目指した映像制作による授業実践や理論研究も実施されるようになったと述べている。村田（2013）は、授業デザインとしての映像制作では、制作を通して、クオリティの高い制作能力の向上、メディアに対する論理的・分析的な視点、データを駆使した調査分析能力、そして、制作を通して学ぶことで養われる能力を養うことを目標としていると述べている。実際の教育的効果としては、個人的な側面の発想力・リサーチ力・文章作成能力、対人的な側面のコミュニケーション能力、協調性、チーム

ワークなどがもたらされていることを明らかにしている。しかし、まだ制作を通した学びに関しての理論的検討の試みが少ないことを指摘している。このように、現在のメディア制作研究では、授業などでの映像制作を通しての学びであり、その効果についての研究は僅少である。

韓国ではまだメディア教育のような先行研究は見当たらないが、結婚移民者・北朝鮮からの脱北者・その他の在留外国人のメディア出演番組が増加している。外国人のメディア出演の増加により、外国人に対するまなざしに変化があらわれている。それは、外国人が身近な存在であり、同じ社会で共存していることを実感しているのである。これは、塚本が指摘した、メディア効果による、態度変容や偏見低減であろう。メディアは、このように、人々の選択的解釈を通して、意識変革に影響を与えることができる媒体なのである。しかしながら、日韓の研究ともに、その制作技術がどのように個人に影響をあたえ、生活的・能力的資源になっていくのかについての研究はまだ見当たらない。

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」である（法務省、2010）。山田（2021:59）は、『「人間らしく生きていくための権利」と言っても、何を満たせば『人間らしく生きていく』ことになるのか、その考えは人によって同じではない。しかし、ある社会でほとんどの人が人間らしく生きていく上で必要だとして獲得、享受しているものがあるのも事実だ』と述べている。日本社会で家族を引き裂かれない権利を持っている日本人と日本に家族を帯同できない一部の外国人労働者の間には、人権的な格差があると述べている。また、外国人児童・生徒の就学義務がない日本に対しても人権を無視した教育的ネグレクトではないかと指摘している（山田、2021）。このように、社会での多数派と外国人では人権的な格差がみられる。また、差別という点では、佐藤（2005:65）は、「差別行為とは、ある基準をもち込むことによって、ある人（々）を同化するとともに、別のある人（々）を他者化し、見下す行為」としている。他者化される人々とは、排除される人々を指し、ここで、自己と他者との「差異」が生じるのである。人権や差別・偏見などの研究は、オールドカマーやニューカマー、海外・帰国児童生徒などが対象としてなされてきており、ここでは日本人との差異が意識されてきた。

韓国では、在韓外国人処遇基本法にあるように、在留外国人への差別防止、人権擁

護などが課題となっている。しかし、法の制定により、外国人労働者や結婚移民者とその子どもに対する差別などに焦点があてられているが、その支援者や支援を支えるものについての視点は欠如している。

そこで、本研究では、韓国移住民放送の外国人に対する支援活動を通して、支援関係者とそこで活動する外国人の面接調査からメディアを通しての支援の重要性や、支援を支えるものを探る。外国人へのメディアに関する支援が支援者や当事者にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることは、今後の多民族・多言語社会の支援政策を考えていく上で、重要であると考えられる。

4. 調査

4.1. 調査経緯と調査概要

移住民放送と筆者とのかかわりは、2016年4月に韓国語習得を目的とした公立のハンヌリ学校の校長への面接調査実施時に、校長からハンヌリ学校の地域取材をされている日本人のY氏を紹介されたことから始まる。Y氏は、取材のコーディネーター、記者などをしており、毎年10月頃にソウルで開催される移住民映画祭の開催・企画に携わっていた。移住民映画祭は、世界で移住背景を持つ人々をテーマとした映画や、当事者が制作した映画を上映する映画祭で、Y氏はその映画祭のコーディネーターをしていた。その後、移住民放送に関わっているということで、Y氏が司会進行しているインターネットラジオ放送「한일짜장면 (韓日チャジャン麺)」に2017年12月に出演した。これは、韓国と日本を往還する人を対象にインタビューするラジオ番組で約30分のインタビューを録音した後、Y氏が一人で収録内容を編集し、2018年1月に放送された。移住民放送の事務所には、ラジオ放送に必要な、録音・編集・放送などのすべての設備が備わっていた。

その後、2018年3月と12月にY氏への面接調査を実施し、2018年12月から2019年12月まで移住民放送で開催される活動を中心にフィールド調査を実施した。

4.2. 調査対象者と調査方法・内容

調査対象者は、移住民放送共同代表者の日本人Y氏、移住民放送代表や関係者、およびメディア教育を受け現在ラジオ放送をしている外国人である。

面接調査は、ソウルにある移住民放送の事務所で、2018年3月と12月にY氏、

2019年7月、8月に代表と関係者に、一人30分～1時間ほどの半構造化インタビューを実施した。面接対象者のプロフィールを表1に示す。

面接言語は、Y氏は日本語、M氏は英語でそれ以外は韓国語であった。調査内容は移住民放送とのかかわりや現在の活動状況、外国人支援に対する思いなどについて語ってもらい、調査内容はICレコードで録音し、その後、テキスト化した。日本語以外の言語は、すべて筆者が日本語へ翻訳した。先行研究で検討した外国人支援活動を分析の枠組みとして援用することとし、テキスト化した語りの分析については、パラグラフ単位（意味のとれるまとまりごと）に区切り、先行研究で取り上げた3つの外国人支援活動である、①移住民の声の伝達、②メディア制作・教育、③人権・差別改善のカテゴリーに当てはめる演繹的なアプローチを用いた（佐藤、2008、サトウ・春日・神崎、2019）。最後に、3つのカテゴリーに「場」というラベルを当てはめた分析結果を5. で示す。ここで、演繹的なアプローチを用いた理由は、現在までの研究結果との差異や移住民放送独自の結果が明らかにできると考えたためである。

また、ラジオ放送、ラジオ教育、映像制作教育、移住民映画祭の見学・取材記録のフィールドノートは、2018年12月～2019年度の活動記録として取り上げ、分析の参考とすることとした。

表1 移住民放送調査対象者6名のプロフィール

	国籍	役職・担当内容
J	韓国	代表：移住民放送の責任者であり、運営・広報活動全般を担当
Y	日本	共同代表：メディア教育コーディネート。映画祭企画などを担当
H	韓国	事務局長：活動全般の事務およびホームページ運営などを担当
S	中国（朝鮮族）	映像制作教育講師：教育受講者であるが、現在は映像制作教育を担当
M	エジプト	フォトジャーナリスト：難民認定後、地域支援により在籍。外国人担当
P	ミャンマー	ラジオ放送活動家：メディア教育を受講後、ラジオ放送などでMCを担当

J代表は2013年から移住民放送の代表として活動しているが、それ以前から女性活動家としてさまざまな人権問題などに関わってきた。自身も外国人配偶者を持ち、

人権問題の一環として移住民放送と関わり、現在も外国人の人権保護に取り組んでいる。Y氏は、2013年ごろから移住民映画祭の企画などを担当し、2017年からは共同代表として運営全体に関わっている。事務局長のH氏は、以前映画制作の仕事に携わり、中国での留学経験も持つ。2018年から移住民放送の事務局長として活動している。映像制作教育を担当しているS氏は、大学でメディアを専攻し、卒業後も映像制作にかかわっていた。現在は移住民放送の映像制作教育の講師として活動している。また、2016年に難民認定されたエジプト出身のM氏は、エジプトでドキュメンタリージャーナリストだったため、その経験を活かし、2018年から地域支援により移住民放送に籍をおいている。ミャンマー出身のP氏は、韓国への留学後、メディア教育を受け、現在韓国で就職しているが、移住民放送ではラジオ放送でMCなどを担当している。この6名の面接調査からメディアを通じた支援について探る。

5. 調査結果と考察

移住民放送の2018年12月から2019年度に実施された活動は、以下の4つである(表2)。このほかに、フィールド調査は実施できなかったが、一般放送の差別用語モニタリング活動がある。大学教授や専門家とともに、放送されている番組の映像を視聴し、外国人が差別的にとらえることばのモニタリングもしていた。これらの活動を通して、支援者と外国人はどのようにこの支援を捉え、どのような影響を受けているのかということをも面接調査結果から考察していく。

表2 移住民放送の活動内容

活動内容	期間	内容
ラジオ放送	随時 (公開放送有) (2回フィールド調査)	ラジオ番組制作教育を受けた受講者などがインターネットラジオで番組を制作している。移住民が、自身の母語で、韓国にいる同国人に向け放送している。調査時は、P氏が録音の編集をし、その他は公開放送のCMの撮影中で、フィリピン人結婚移民者が韓国語とタガログ語を使用し、番組紹介を撮影していた。
ラジオ放送教育	2019年7~8月 (5回、うち1回調査)	上記、ラジオ番組を一人で制作するための教育である。メディア理論・企画・録音・編集・放送などの番組制作理論・技術を学ぶ。調査時は、5名が参加し、制作技術などの講義がなされていた。

映像制作教育	2019年9～12月 (10回、うち3回調査)	移住民及び移住背景を持つ青少年などを対象にした映像制作教育で、留学生も参加可能である。今回は、約20名の参加者がおり、4か月の間に映像制作の基礎から編集・撮影までの過程を学び、最後に個人で撮影した映像上映会が実施された（最終的には6作品を上映）。
移住民映画祭	2019年10月 2日間 (移住民放送の取材記録)	2006年に「移住民労働者映画祭」として始まり、2010年から「移住民映画祭」に名称を変え、毎年10月頃に開催される移住民放送の代表的な事業である。国内外の移住民関連の映画を発掘・紹介し、移住民が自らの人生を映画にして観客に披露する場でもある。今回は、2日間の開催で、上映された作品の監督と観客との移住問題や作品についてのトークイベントが実施された。

5.1. 自身の声を自身の母語で伝えられる、社会で活躍できる場

移住民放送は、移住民の声を社会に伝えるという活動目標がある。J代表は設立の経緯を、以下のように述べた。

「当時（2004年）、雇用許可性が施行され、移住労働者と韓国人活動家が、なぜ私たちの声は、主流新聞や放送に出ないのか、なぜ正しく放送されないのか。このような問題意識があり、私たち自身の声を韓国社会に伝えることができるメディアを作ろうという趣旨で出発しました（J）」

現在は、ラジオ放送や映画制作で移住民や活動家の声を伝えている。ラジオ放送では、ラジオ放送教育を受講した者たちが、自身で放送番組を作り、録音・編集し、インターネットラジオで放送している。現在、8か国語のプログラムを制作している。

「基本的に、ラジオは、移住民当事者が自由にコンテンツを作ることになっています。私たちが、こうしてください、ああしてください、と指示はしません。だからニュースをしても、音楽を流しても、絵本を読んでもいいし、その人たちの自由に任せています。でも、不適切な、たとえば差別を助長したり、他の国の人をけなしたりした発言があった場合は、問題とします（J）」

このように、それぞれの母語で自由にコンテンツが制作できるようになっている。リスナーは、韓国に居住している同国人を対象としているが、インターネット放送のため、どこからでもアクセスが可能である。ラジオ放送を担当しているP氏に、番組制作についての思いを聞いた。

「韓国の大学でメディアを専攻して大学院にも行き、今は、韓国で就職しています。ラジオ放送はミャンマー語です。自分のことばで発信することは自分自身の自信につながります。フィリピンの放送をしている結婚移民者が、家にいるだけではなく、自分自身に主体性をもつことができる、女性も勉強でき、社会参加できる、多文化家族の女性の声も聴いてほしいと言っていました。やはり、社会との接点があることはいいことだと思います。(P)」

このように、韓国で母語を使用し、メディアを通して発信することは、自分自身の自信につながり、生活の活力となっていることがわかる。移住民放送のラジオ放送は、外国人が活躍できる場、エンパワーできる場であり、支援者たちはその場所を提供する支援をしている。番組で何を発信するかも重要であるが、発信する場があるということが外国人の韓国での生活に活力を与えていることが明らかとなった。

公開放送では、さまざまな言語で発信者自身が関心のあるテーマについて番組を制作していた。これは、ラジオ番組制作の教育を受け、その技術が彼らの番組制作につながっている。フィリピン人結婚移民者のように、女性でも教育が受けられ、その技術を使って社会参加できることは外国人にとって意義があり、活躍の場があるということは、生きていくための大きな原動力になると考える。外国人として、社会から排除・疎外されていると感じ、社会参加できない人々もいるが、ラジオ放送教育を通して、新たな外国人間のネットワークを構築し、さまざまな情報提供も相互に実施されている。これらのつながりは、今後多文化社会では、重要になると考える。

5.2. 技術を学び自立できる場

メディア制作・教育を通して、外国人に技術を習得させ、その後の韓国社会で自立を支援したいという支援者には思いがある。また、メディア活動家として活動してほしいという思いもあるが、まずは技術を学び、制作し、自身の声や考えを発信すると

いうことを目標としている。ラジオも映像も、制作経験者が理論から編集技術まで教え、ラジオは母語で番組を制作しているが、映像は母語で制作した場合、韓国語字幕を付ける技術なども教えている。できる限り、自分自身の声や思いを表現できるような技術、および、理論・放送倫理を学び、声を伝えることを重視している。

H 事務局長は、以前は映像制作関係の仕事をしていたが、移住民放送に関わってからは韓国社会にさまざまな人がいることに気づいたという。今回の映像制作教育の参加者は 20 名で、最後に映像を発表できたのは 6 名となったが、教育する場があることが重要だと考えている。それには、社会で対等な関係を築けるよう、自立支援をしたいという思いがある。

また、映像制作教育の講師をしている S 氏は、中国の朝鮮族であり、自分自身の現在の仕事について以下のように述べた。

「以前、私は別の会社で仕事をしていました。その時は、自分は小さな機械の一部と感じ、生活がつまらないと思っていました。でも、ここでは、私がしたいことができている。ここには、失敗を恐れず、失敗も必ず後に成果がでるという雰囲気があります。移住民放送の活動は連帯感があり、とても温かいと感じています。映像制作は、自分ですべてできるようになるのがこの教育の目標です。できた作品を多くの韓国人に見てほしいと思います。(S)」

韓国の大学でメディア制作を学び、ドキュメンタリー制作に興味を持ち、韓国の農村で働く移住労働者を対象としたドキュメンタリーを撮影した経験もある。このような、外国人から見た韓国を、映像制作を通して、多くの韓国人に見てもらい、韓国社会にいる外国人を知ってほしいという思いがある。そこには、外国人からの客観的な視点で見た、韓国社会があるという。韓国が抱える外国人との共存問題は、韓国人の意識変革をしなければ差別や偏見が軽減されないと考えており、その一つに映像を通しての活動があるという。

映像制作技術は、YouTube などの配信技術も学べるため、現在は、若い留学生などの受講者が多い。ラジオだけでなく、映像を通して、社会に発信していく技術を身に付けることは外国人に非常に意義がある。映像制作の教育効果については、リサーチ能力やコミュニケーション能力の発達が明らかになっているが、外国人が彼らの視

点から、韓国のドキュメンタリー制作をすることは、制作を通しての協調性、社会でのコミュニケーション能力も発達してくのではないかと考える。また、個人的な教育効果だけではなく、社会との接点をつなぐ効果もあるのではなからうか。

また、S氏のように、移住民放送が、講師として自身の力を発揮できる場と感じていることがわかる。以前、映像制作教育を受講した人たちが、ドキュメンタリー映画を制作し、映画祭で高評価を得た作品もある。その後、映画監督として活動している人もいる。このように、メディア教育により、支援者たちは自立を支援し、社会で活躍できる人材を育成しているのである。就業支援だけでなく、教育から支援をしていくことは非常に重要である。一方で、これらの教育支援は、政府や地域でのプロジェクト支援金として無料で実施しているため、プロジェクトとして選ばなければ活動の実施が難しくなる。現在、在籍している映像制作講師のS氏は、ソウルのニューディール政策から人件費が出ており、難民認定者のM氏も政府からの支援がある。それ以外の経費は、後援会の会費と寄付などで賄われており、資金不足が支援の大きな問題となっているのが現状である。

5.3. 差別や偏見軽減を発信していく場

J代表が人権活動家ということもあり、韓国社会での外国人に対する差別や人権について改善していくことを常に考えながらメディア教育・活動をしている。

H事務局長も、移住民放送の仕事をして、初めて韓国社会の外国人について考え始めたという。

「私は、今まで移住民についてあまり考えずに生きてきたと思います。ここでいろいろな人と出会い、いろいろな話を聞いて、韓国社会は差別・偏見を持って外国人を見ていると思いました。ここ（韓国）で、仕事をして、ここで生きていくと頑張っている人たちがたくさんいるのに、この状況を知らない韓国人がたくさんいます。(H)」

S氏も朝鮮族として、差別にあうこともよくあるという。そのため、韓国社会で共に生きている移住民がメディアを通して、彼らの声を伝えたいという思いがあった。

放送専門家と実施している放送用語モニタリング調査でも、外国人を差別したり、

誹謗中傷したりすることばが一般放送でよく使用され続けているという。まだ、目標である韓国人と移住民が対等に生きていく社会への道のりは遠いが、放送倫理などを見直すという趣旨で実施されているこのような調査は、韓国社会の一つの変化であると捉えることができる。

現在、外国人労働者は短期的な単純労働が多く、朝鮮族のような韓国系外国人はさまざまな職種に付けるという利点もあるが、その中で疎外感を味わっている人も多い。韓国人の欧米以外の外国人に対する差別には、職種や賃金格差などもあり、社会では他者として排除されていると感じている外国人が多い。しかし、移住民放送の関係者たちは、外国人も同じ社会で共に生きていく人々だと考えており、現在、韓国の労働を支えているのも移住労働者であり、このような差別意識を持っているのは、韓国自体が発展していかないと考えている。韓国では、外国人に対する対等な関係という意識が抜け落ち、多文化主義的な考えも希薄である。単一民族と考えられていた韓国社会が多民族国家になったことは、民族ということばが軍隊の宣誓文や、教科書からなくなったことからわかる。しかし、まだ文化的背景の異なる人々との共存という点で、ホスト社会としての意識改革が遅れていると考えられる。これは、多文化家庭の結婚移民者とその子どもを将来の人的資源として韓国社会へ受け入れることとは異なるのである。

また、移住民映画祭は、移住背景を持つ人々をテーマにした作品が上映され、その中には移住背景を持つ監督もいる。さまざまな国からの作品は社会や移住民が抱える問題をテーマにしており、映画祭の中で、その問題に対する監督とのトークイベントも開催されている。映画祭は2日間、無料で開催され、その中での一般市民と移住民との映像を通しての対話は、社会で共に生きていく人々をつなごうとしている。

Y氏は、外国人とともに生きていくことに関して次のように述べた。

「この国が生き残るために移住民が必要なんだという、そういう認識を持たないと、結局教育的な部分でもそういう…、自分たちのために必要な人を受け入れるのに、そういう人々に対する礼儀だとか、そういう人々の人権を守ればこそ、その人たちがここで生活できるとか、そういう思考になっていかないと、何かいつまでも…そういう人々が経済力になるとか、そういう意識がないと、結局国としても生き残っていけないし…マインドがやっぱり変わっていかないと。」

(Y)」

このように、韓国での外国人に対する意識・見方を変えていかなければならないことを指摘している。現在、難民認定され、在籍している M 氏も外国人として差別されていると感じることもあるが、移住民放送で撮影や記事を書くことについては、自身の経験も活かせる仕事だと現在は前向きに捉えている。移住民が活躍できる場があり、かれらの声を発信することが日常的になれば、韓国社会にその態勢が根付いていく可能性がある。継続して支援していくことは運営資金の問題もあり、困難ではあるが、その支援を続けていくことが、目標に掲げている「韓国人と移住民が対等な社会を目指す」一歩になるのではないかと考える。

6. まとめと今後の課題

「移住民放送」が、韓国での差別や偏見のない社会をめざし、彼らの力強い声を社会に伝達するという目的は、メディア放送、メディア教育という支援により実施されていた。メディアを通じて、外国人を支援していくということは、彼らの声を母語で発信するのみならず、彼らの活躍できる場を提供し、当事者の韓国生活・適応に大きく影響を及ぼしていると考えられた。難民認定されたエジプト人、留学生から現在韓国で就業するミャンマー人や教育受講者たちは、メディアを通して自身の声を発信したり、メディア関係の仕事をしたりにすることにより、外国人として社会との接点を築き、自立できる場として重要であると述べている。また、ラジオ教育を受講し、韓国に居住する同国人に、自身の母語でインターネット放送ができるようになることは、当事者の大きな自信につながっており、外国人支援の一つとして大きな意義があると考えられた。支援者の外国人との対等な社会を目指すという目標については、一般放送を通じての差別用語使用や偏見など、社会での移住民との共存に対しての認識がまだ不足していると考えられたが、支援者たちが、外国人をこれから共に韓国社会を担っていく人的資源と捉え、対等な関係を築いていくことがこれからの社会の発展につながると考えていることがわかった。これらの活動・信念が15年もの間、引き継がれ、外国人たちの活躍できる場を提供し、大きな支援の一つになっていることが明らかとなった。差別・偏見をなくし、対等な関係の構築が国の発展につながっていくという考えが、支援を支えるものだと考える。それには、韓国での外国人に対するホス

ト社会としての意識変革が必要である。2018 年ごろまでは国際結婚家庭である多文化家庭への支援が政府によって積極的に実施されていた。国民の認識も高まり、これは一定の成果を上げたと考えられるが、それ以降の支援が縮小されており、現在の社会問題は、多文化家庭だけでなく、すべての外国人との共存に変化してきている。移住民放送のような支援は、今後、韓国社会を担う人々への大きな原動力となるが、支援には、政府の支援金などの関与が大きく影響を及ぼす。現在、新型コロナウイルスの影響もあり、放送を休止しており、移住民映画祭も劇場での入場人数制限がかかるため、並行してオンラインでの上映となっている。団体を運営していく運営資金の問題なども含め、これからも支援活動を注視していくことを今後の課題としたい。

謝辞

1. 本研究は、「韓国の社会変化と国際結婚家庭の言語使用－日本人母の日本語の継承を中心に－」科研費（基盤研究（C））（課題番号：16K02830）、「国際結婚家庭の言語使用の変化－在韓日本人母の日本語の継承の変遷から－」科研費（基盤研究（C））（課題番号：19K00753）の助成を受けたものです。
2. 調査に協力くださった移住民放送の関係者の方々に感謝申し上げます。

注

- 1 特別の教育課程とは、「児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態」である。（文部科学省，2014）
- 2 「多文化家族支援法」とは、大韓民国の国籍保持者と外国国籍保持者および婚姻帰化者の婚姻から構成される家族を多文化家族と定義し、その家族の社会統合を支援する目的で制定された。
- 3 現在は、全国で 228 カ所の多文化支援センターが開設されている（다누리（タヌリ：多文化家族支援ポータル），2021）。
- 4 移住民は、韓国の市民団体や活動家などでは普遍的に使用されている用語である。本稿では、名称やインタビュー内容などで使用される「移住民」については、そのまま「移住民」を用い、それ以外は一般的に使用されている外国人を使用する。

- 5 第1次開放では、映画は日韓共同制作作品と4大国際映画祭受賞作品、ビデオでは劇場で公開されたもの、出版物では日本語の漫画及び漫画雑誌が開放された。次に、1999年9月10日に第2次開放、2000年6月27日に第3次開放、2004年1月1日に第4次開放、2006年1月1日に第4次追加開放と、段階的に実施された(鄭, 2016)。
- 6 初期のメンバーには、ネパール人やミャンマー人の移住労働者や難民認定者がいたが、現在は他界している。現在も当時の関係者が映画監督になったり、映像関係の仕事に就いたりしている。

参考文献

- MWTV (移住民放送 (이주민방송))パンフレット
- 及川ひろ絵・田辺理子 (2017). 「多文化センターでの継承語及び文化活動実践報告ー韓国における継承日本語教育の方向性を探ってー」『日本語学研究』Vol.52, 韓国日本語学会, 33-52.
- 小島祥美 (2021). 「外国籍の子どもの不就学問題と解決に向けた提案ー20年間の軌跡からの問い直しー」『異文化間教育』第54号, 異文化間教育学会, 78-94.
- 佐藤郁哉 (2008). 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- サトウタツヤ・春日秀朗・神崎真実 (2019). 『質的研究法マッピング』新曜社.
- 佐藤 裕 (2005). 『差別論ー偏見理論批判ー』明石書店.
- 白井 京 (2008 a). 「在韓外国人処遇基本法ー外国人の社会統合と多文化共生ー」『外国の立法』235, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 135-145.
- (2008 b). 「韓国の多文化家族支援法ー外国人統合政策の一環として」『外国の立法』238, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 153-161.
- (2010). 「韓国における外国人政策の現状と今後の展望ー現地調査をふまえて」『外国の立法』243, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 159-176.
- 鄭 榮蘭 (2016). 「『日本文化開放』が韓国社会にもたらした影響: 韓国政府による開放決定の背景と日本の生活文化流入の状況」『大阪経済法科大学アジア太平洋センター年報』(13), 50-56.
- 塚本美恵子 (2013). 「『異文化間教育と映像メディア』に寄せて」『異文化間教育』第38号, 異文化間教育学会, 1-15.

- 花井理香 (2016 a). 『国際結婚家庭の言語選択要因－韓日・日韓国際結婚家庭の言語継承を中心として－』 ナカニシヤ出版.
- (2016 b). 「日韓国際結婚家庭の言語選択－韓国入母の韓国語の継承を中心として」 『社会言語科学』 第 19 卷第 1 号, 社会言語科学会, 207-214.
- (2018). 「在韓日本人母の縦断的言語使用調査－子どもへ母語を使用していなかった母親を中心として」 『同志社女子大学大学院文学研究科紀要』 (18), 35-53.
- 春木育美 (2006). 『現代韓国と女性』 新幹社.
- (2014). 「日本と韓国における外国人政策と多文化共生」 『東洋英和大学院紀要』 (10), 東洋英和女学院大学大学院, 17-27.
- ハヤシザキカズヒコ (2015). 「移民の子どもの教育の現状と課題」 『日本労働研究雑誌』 57(9), 54-62.
- バッキンガム, D (2006). 『メディア・リテラシー教育－学びと現代文化』 (鈴木みどり監訳) 世界思想社.
- 村田雅之 (2013). 「映像制作を通して学ぶ－新しい教育デザインの可能性－」 『映像制作で人間力を育てる－メディア・リテラシーをこえて』 松野良一・塚本美恵子 他 編著, pp.165-209, 田研出版.
- 山田 泉 (2021). 「移住外国人に関する日本社会の教育格差」 『異文化間教育』 第 54 号, 異文化間教育学会, 58-77.
- Cho, G. (2000). The role of heritage Language in social interactions and relationships : Reflections from a language minority group. *Bilingual Research Journal*, 24 (4), 369-384
- 조승석 (Cho Seung-Suk), 김희순 (Kim Hee-Soon) (2013). 다문화가정 어머니가 경험한 자녀의 이중언어교육에 관한 연구 (「多文化家庭の母親が経験した子どもへ二重言語教育に関する研究」 『韓国』) *Journal of the Korean Academia-Industrial cooperation Society* Vol.14, No.11, 5549-5558.
- 오지영 (Oh Jiyoung) (2019) 캄보디아 다문화가정의 언어 사용 양상 및 어려움 (「カンボジア多文化家庭における言語使用の様相と困難」) 육아지원연구. 제 14 권 4 호, 53-83

参考サイト

- 移住民放送 MWTV (이주민방송) <http://mwvtv.kr/about/ja> (2021. 10. 02)
- 移住民放送「ビジョンとミッション」(비전과 미션) <http://mwvtv.kr/vision-mission>
(2021. 12. 12)
- 出入国在留管理庁
https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html (2021. 10. 08)
- 文化庁 (2019) 「日本語教育に関する法律について」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html (2021. 10. 08)
- 法務省 (2010) 「主な人権課題」
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/kadai.html> (2021. 10. 08)
- 文部科学省 (2001) 「JSL カリキュラム開発について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008/020.htm (2021. 10. 08)
- 文部科学省 (2014) 「『特別の教育課程』による日本語教育の位置づけ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341926.htm (2021. 10. 08)
- 국가통계포털 (韓国統計情報サービス) <http://www.kosis.kr/> (2021. 10. 02)
- 다누리 (タヌリ：多文化家族支援ポータル)
<https://www.liveinkorea.kr/portal/JPN/main/main.do> (2021.10.02)
- 인천한누리학교 (仁川ハンヌリ学校) <http://hannuri.icesc.kr/main.do> (2021. 10. 02)